

雨乞習俗としての南無天踊について

— 大和の南無天踊図奉納絵馬にみる所謂民俗の歴史的視座 —

奥 野 義 雄

はじめに

大和・奈良県下に遺る数多くの民俗文化財は、あたかも埋蔵文化財が土中深く眠りつづけて発掘されることによって、一つの再生した文化的価値が与えられるごとく、現代の村落社会の中で埋没しつつ、調査研究や伝承採訪によって甦えりながら、往時の村落社会の一端を、私たちに暗示する実例は少なくない。

とりわけ、現代社会で伝承が絶えて、過去の状況を構築することが不可能に近いものや、過去の実態をかるうじて若干の伝承によって復原可能なものなどがあるが、これらの伝承の資料と共に、過去に書き留められた文書を繙くことによって、不鮮明な実態がより明確さを増して、私たちに過去の事象を提示してくれる実例も少なからず存在するのである。

とくに、ここでは、大和の各村落内の神社に奉納されかつ現存する南無天踊図絵馬にみるいくつかの課題の内、二・三の点について触れ、その素描を試みに行なっていくことにしたい。

たとえば、課題の一つである。絵柄にみる念仏唱導者の存在は、南無天踊が念仏系風流踊と理解される^{△証}でもあるが、念仏踊と風流踊との差異を解くまでには至っていないのが現状である。

一方、雨乞習俗の一形態として理解されながらも、南無天踊の村落内で果した役割とその社会的背景についての検討がなされていないのである。この検討の一・二の事例として、①何故に武家（侍）が、この南無天踊図に描かれているのか、②どのような村落社会での情況下で雨乞習俗としての南無天踊が行なわれたのか、などという問題点が、この南無天踊図絵馬には内在しているといっても過言ではない。

これらの課題は、民俗資料の採訪をついやした結果提示し得た反面、今日まで集積されてきた民俗伝承資料だけでは解決の糸口もつかめないであろうと考えている。この伝承資料に裏打ちすべき文献史料の援用によって、より一層南無天踊図絵馬が奉納された近世農村社会の一端を明確にすることができのではないかと考えている。

このような視点で、南無天踊図絵馬に描かれた村落社会について、民俗伝承や文献史料を繙きながら、ここで検討していくことにしたい。

一方、この南無天踊が中世における念仏系の踊と風流踊との融合によってもたらされた結果であるとする従来の解釈についての納得しがたい点については、後日に譲ることとし、ここでは、南無天踊図絵馬に描かれた図柄の社会的背景について焦点を絞って検討し、その素描にとどめておくことにしたい。

したがって、南無天踊図絵馬とこの踊の伝承資料の検討からはじめ、その後に至って、文献史料に現われる村落内の雨乞習俗としての南無天踊について考えることにしよう。

一、雨乞習俗としての南無天踊の伝承と絵馬

大和に現存する南無天踊図絵馬は、奈良盆地およびその周辺に集中し、現存中のもので古い年銘をもつものとしては高取町下子島の小島神社奉納絵馬を挙げることができる。すなわち、享保元（一七一六）年銘のものがそれで、同神社奉納の同種の絵馬として、他に宝暦二（一七五二）年銘のものと、文政四（一八二二）年銘のものがある。

この高取町下子島の南無天踊図絵馬を上限として、平群町平等寺の春日神社奉納の文久元（一八六一）年銘の同種の絵馬を下限として、現在九面であるが、南無天踊の一六ヶ所の伝承地と対比してみると現存数が少ないだけであり、これらの伝承地にも南無天踊図絵馬（あるいは、雨乞祈願を内在させた絵馬）が、かつて奉納されていたであろう

ことは容易に推察し得るところである。

この南無天踊図絵馬と踊の伝承地の一致する地域の二・三の事例を列挙して、南無天踊の伝承について触れることにしよう。

まず、平群町平等寺の春日神社に奉納されている南無天踊図絵馬とその伝承について窺ってこよう。

この平等寺の南無天踊図絵馬は文久元（一八六一）年の銘をもち、この南無天踊は所謂本踊であって、勇め踊（イサメ踊）とは違う形態であるということである。また、この本踊はほとんど行なわれることはなく、一般には、勇め踊が主な踊であり、昭和二七・八年頃に行なったのが最後であるということである。そして、本踊と勇め踊との差異は、踊手や囃手などの人数の多少と、踊に参加した人たちの衣裳が違ふ点であり、本踊（つまり文久元年銘の絵馬にみる南無天踊図に描かれている衣裳など）の裳束を着ずに、普段着に近い衣裳を着て踊るのが勇め踊であったという。さらに、この勇め踊は、夏場に少しヒヤケが続いたとき一週間程、神社で心経（般若心経のこと）を唱え、この間に雨が降ると、この祈願成就の御礼として、勇め踊（南無天踊）を踊ったのである。そして、この踊の唄が、この平等寺の一・二の古老によって伝承されていることも窺え、この歌詞の一部（「歌ノ切」）を挙げると、

ヤーハイハイハイ

ハイハイハイハイ

西ヲハルカニナガムレバ 木津ヤ難波ニ舟が着ク

陵ヤ錦ヲ帆ニカケテ 沖コグ舟コソオンモシロ

ミンダアンブハワミンダ ナーアムアミンダアンブ

テンツクテンツク テンツクテイン

テターサアナムダ ササーサイ

アーサイセイアサイセイ

サアサアサイサイサイサイ

ササアアーナムデヤ

テンテンツクツテンツウツ テイシテイテイサアナムデ

(下略)

という詞書きのもので、「ササーナムデヤ」という嘯ではじまる「テンツクツノ切」、「チャキリキノ切」などの歌詞が伝承されていて、いずれも「テエシテエシテエシテエ サアナムデ」という詞があり、ハナムデ踊∨ともハナモデ踊∨とも呼称される要件がここにあるようにみえる(傍点―奥野)。

一方、この平等寺と同様な条件をもつ安堵村東安堵の飽波神社に奉納された南無天踊図絵馬とその伝承について窺っていくことにするが、この東安堵の南無天踊図絵馬は宝暦六(一七五六)年銘をもち、南無天踊の記念碑的年代を知ることができる。さらに、倅いにもこの東安堵の南無天踊に関しては、踊の衣裳や用具が同地区の神社に現存しており、これらの用具から江戸時代後半にはすでに南無天踊が行なわれ



▲南無天踊図絵馬 (飽波神社蔵・民俗博物館撮影写真=以下同様)

ていたことがわかる。墨書銘をもつ用具を年代順に挙げると次のごとくなる。

(イ)南無天踊太鼓(張皮部分)の銘文

天保五(一八三四)年午九月吉日新調之

(ロ)南無天踊太鼓(張皮部分)の銘文

嘉永五(一八五二)子六月日風根村太鼓屋元八張之

(ハ)南無天踊太鼓(張皮部分)の銘文

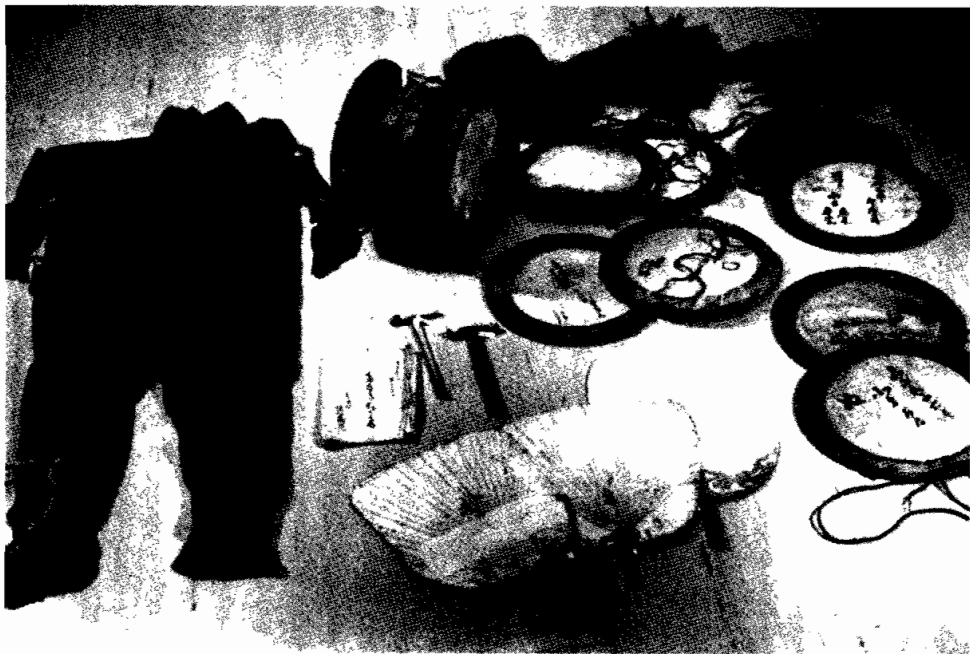
慶應三(一八六七)年卯九月東安堵邑庄屋 北方 東

(ニ)南無天踊唄・冊子の銘文

明治三十三年庚子十一月日

このように南無天踊に関する用具から天保五年に太鼓を新調し、それ以後太鼓の皮の張替えなどが行なわれたことを知る。そして、この資料をみるかぎり、(イ)から(ロ)へ、(ロ)から(ハ)へと年代が移る間隔は一五・六年の周期であることが窺えるのである。しかし、これらの資料が示す南無天踊の時代的変遷と伝世とは異なり、現存する南無天踊に関する民俗伝承はほとんど消え去っているのである。

すなわち、現存する南無天踊図絵馬を五・六年前に伊勢の方で修理したこと、△勇み踊▽とも南無天踊を別称すること、そしてこの△勇み踊▽が吉野・竜門において、南無天踊を天誅組によって踊られて以後、この呼称が付けられたということ以外、南無天踊についての詳細は窺えなかったのである。さらに、この東安堵の大字ムラの数人の



▲南無天踊用具一部(飽波神社蔵)

古老から、△南無天踊▽あるいは△勇み踊▽の名を聞いたことがあるが、実際のこの踊を見たことも、体験したこともないことを聞き取ったのみである（現実、古老のほとんどが明治三十五年から明治四十五年にかけての生まれであったが、この東安堵では、明治三十五年以前あるいは明治年間に南無天踊は消滅してしまっていたと考えるべきであり、それ以後に生まれた人たちは、△南無天踊▽の存在事実のみ伝承してきたものといえる）。

このように南無天踊の用具などを遺しながらも伝承が絶えた東安堵と若干異にした地域として王寺町畠田の火幡神社に奉納された南無天踊図絵馬とその用具（現存数若干）そして伝承が、明治・大正期に行なわれた南無天踊と同踊図絵馬に描かれたごとく再現させ得るのである。

このように南無天踊図絵馬が現存し、この踊の唄の冊子や用具あるいは民俗伝承をもつ地域に対して、南無天踊図絵馬のみが現存し、南無天踊についての伝承が絶えてしまった地域は少なくない。その一二例を挙げると、高取町下子島（小島神社）、川西町結崎（糸井神社）などがある。

また、南無天踊図絵馬は現存しないが、南無天踊に関する伝承が遺っている奈良市日笠（天満社）の事例もある。この日笠の場合は、南無天踊図絵馬は奉納されず、△馬▽を描いた絵馬が主であるため、南無天踊図絵馬と同じ祈願内容のものが奉納されてきたことが、日笠の

数人の古老から窺えた。さらに、古老から雨乞習俗の一つとして△勇み踊▽が踊られたことが窺えたのである。この△勇み踊▽は、他の地域と同様に雨乞礼願成就の御礼に踊ったということである。この勇み踊は雨乞習俗の一例であり、この日笠ではこの勇み踊以外に、ダゲノボリ、コウゼン詣り、赤馬廻りなどが雨乞祈願の方法としてあり、これらの祈願方法をフリアゲ（クジ）で決めて行なったが、勇み踊はほとんど行なわなかったということである。また、この日笠の大字ムラでは、南無天踊という伝承はなく、勇み踊という呼称が伝えられていて、南無天踊⇕勇み踊とは認識されていなかったことも特記すべき点であろう。そして、勇み踊（南無天踊と内容的には同種のものである）が古老の伝承から理解できる）が、この日笠では伝承経緯として現在まで受け継がれてきたことが容易にわかるとともに、南無天踊という名称では受け継がれてこなかったことが窺えるのである。

この日笠の民俗伝承にみる勇み踊と南無天踊の同一性の是非から両者の年代的同時性の是非が一つの問題点として提示し得るが、ここでは差し控える。ただ、いかえると南無天踊と勇み踊が現在の伝承資料の集積をとおして、はたして各地域とも同一のもの（祈願内容、踊の芸態などを含む）であるのか、否かという点から発展し、南無天踊と勇み踊が同時代において、その呼称が二分化され、各地域に同一異称のものが伝承されたのか、否かという点と、南無天踊と勇み踊という呼称のいずれかが古い名称であるのか、否かという点が生起し得る

のである。

これらの点は、現状の民俗伝承からは明確にしたいとともに、今後この点は伝承資料からはその糸口は見出し得ないであろうし、むしろ伝承資料からはますます困難となろうが、この手掛りを近世（江戸時代後期）の文献から丹念に読みとる方法がのこされているのではなからうか。

このことはともかく、南無天踊に関する民俗伝承はその二・三の事例からほとんど消滅の途にあることを提示しながらも、各地域に伝世する南無天踊図絵馬やその用具、さらに踊の唄本（冊子）などから、南無天踊の世界を窺うことができる。

一、南無天踊図絵馬に描かれた世界

大和にのこる南無天踊図絵馬とその踊に関する伝承を窺ってきたが、そのほとんどが雨乞祈願の御礼であり、五穀豊穡を願った結果のものであったことがわかる。そして、雨乞習俗の一つとして南無天踊が、雨乞祈願成就に際して踊られるべきものであったが、雨乞習俗にはいくつかの種類があり、ハオオヒヤケVのときにその成就御礼として行なわれたというのが一般的である。

では、現存しない南無天踊を表現する唯一のものとして同踊図絵馬が挙げられるが、この踊を描写した絵馬によって、動的な状況を提示

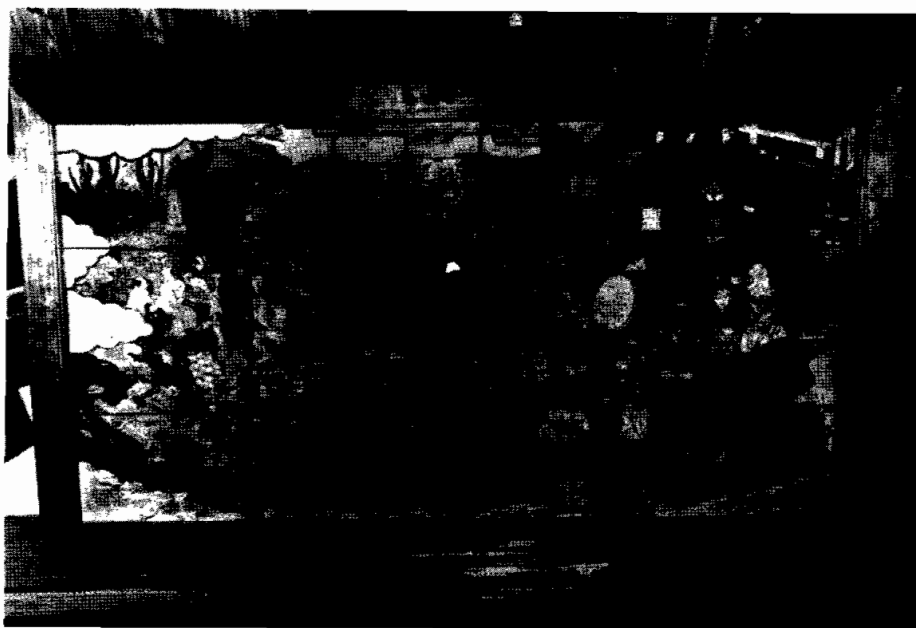
する以外、いかなる村落社会を暗示させることができるのであろうか。いいかえるなら、ほとんどの同種の絵馬が江戸時代の年銘をもつが、江戸時代（主に後半期）の村落内の村落共同体員の生活の一端を示すのであるうか、という点に分析を絞っていくことも一視点であるといえる。

そこで、ここでは南無天踊図に描かれた世界つまり村落社会が凝縮されて描写されている点に焦点を絞っていくことにしたいと考える。すでに各地域における南無天踊およびその絵馬に関する伝承が五穀豊穡、とくに雨乞祈願・満願御祈による一つの神事行為であることを土台にして、この南無天踊の各地域における芸態について検討することからはじめることにしよう。ただ、この検討によって芸態の共通性かつ近似性について触れながら、芸態以外の共通性についても指摘したいと考えている。

まず、平群町平等寺の春日神社奉納の南無天踊図絵馬とその伝承を窺うことにする。

この平等寺の南無天踊図絵馬は、「文久元年」の年銘をもち、図柄の芸態は川西町結崎の糸井神社に奉納されている天保十三（一八四二）年銘の勇め踊（南無天踊の別称といわれている）図絵馬に描かれた芸態と酷似する。

たとえば、両者の共通する図柄による芸態を挙げると次のごとくである。



▲南無天踊図絵馬（平等寺・春日神社蔵）

①、踊の外周にいる御幣を背中に差し、太鼓を胸下に吊って踊手数人の芸態は、平等寺も結崎も同様に描写されている。そして、両者とも西洋的衣裳で踊っている点も共通している。

この両者の共通した芸態は、すでに触れた高取町下子島や明日香村稲淵の南無天踊図絵馬に描かれた外周の踊手の人物画とも近似していることにきづく。

②、中央部で左手に太鼓を持って、叩きながら動的な芸態を示す数人の踊手も、平等寺と結崎の絵馬に共通する。そして、いずれも外周のさきの踊手同様に西洋的衣裳を着用していることも窺える。このことは、①で触れた地域の南無天踊図絵馬に描かれた中央部の踊手の芸態とも共通していることを示す。

③、踊の外周の左（結崎）至乃右（平等寺）に描かれた鉦叩きの芸態も静的に描写されている点で近似しているといえる。また、衣裳の点も共通していることがわかる。しかし、これ以外のさきの地域とは若干の異なりをみせる（たとえば、稲淵と東安堵の南無天踊図絵馬には鉦叩きの描写がなく、下子島の同種の絵馬には鉦叩きが描かれながらも動的であり、衣裳も平等寺や結崎のものと相違するのである）。

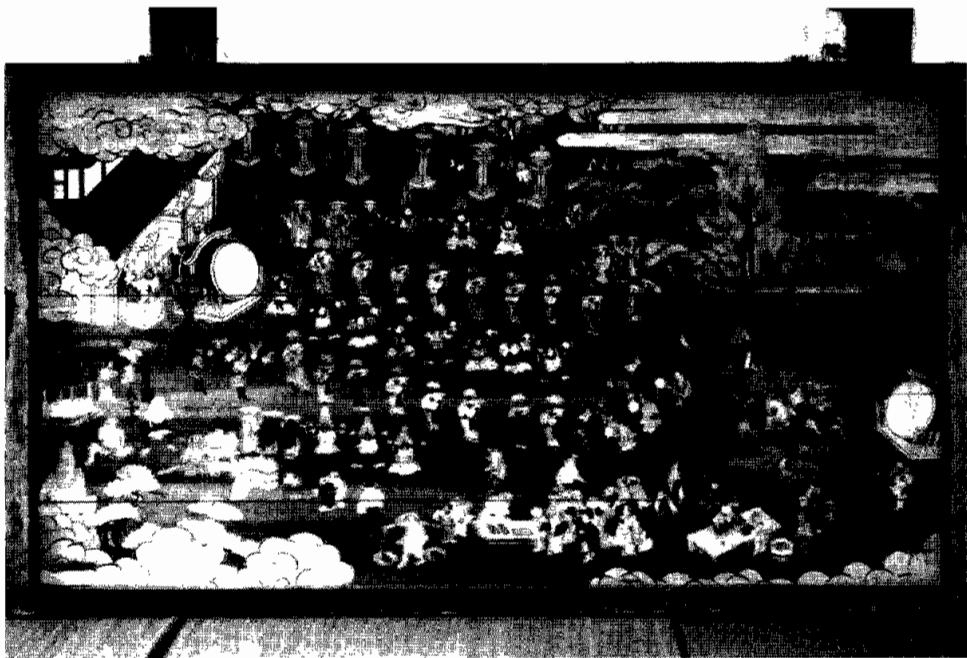
以上のごとく、近似あるいは共通する芸態を示す踊手や鉦叩きについて列挙してきたが、両者の図柄で共通あるいは近似しない芸態を示すものもある。たとえば、この両者以外でも共通して描かれている大

太鼓とその叩き手の衣裳で、シャグマ（被り物）を被って西洋的衣裳をつけて大太鼓を叩く結崎の図柄と、鬘かみに鉢巻はちまきと禪ぜんと着物姿で太鼓を叩く平等寺の図柄は、芸態としては動的であり、共通しながらも異なったものとして描写されている。結崎の図柄に近似するものとしては下子島や東安堵村や稲淵の大太鼓叩きの図柄を挙げることができる（ただし、東安堵の場合は被り物が他の地域とは異なり、シャグマではない）。

これらの相違する点は、それぞれの地域的特色を示すものと理解できるのではないか、とも考えられる。たとえば、下子島や稲淵や平等寺の場合は、南無天踊に子供が小太鼓を叩く踊手として参加していることが窺える。そして、稲淵の場合には天狗の面を被った人物が踊に参加していることも地域的特色を示す芸態といえよう。しかし、これらの相違性と共に共通する描写がみられるのである。

すなわち、現在する南無天踊図絵馬でこの踊を行なっている最も古い年銘をもつ明日香村橋（春日神社）のものをはじめとして、すでに触れた文政四（一八二二）年銘の高取町下子島、天保十三（一八四二）年銘をもつ川西町結崎、そして嘉永六（一八五三）年銘のものには、かならず踊手の下手右端（他に踊手の上部中央）に、武家が二人乃至三人程着座して見物していることにきづく。

さらに、踊手についても、各地域のこの踊図絵馬をみるかぎり、一つの法則性をもって行なわれていることが窺える。



▲南無天踊図絵馬（糸井神社蔵）

すなわち、踊手の外周にはかならず神の依り代となる差し物の御幣を背中の中央から頭上高く背負った太鼓カ羯鼓打ちが描かれ、その内周にはシデを振りながら踊る踊手が描写されている。そして、この内周のシデの踊手の内側（中央）には小太鼓を叩きながら踊るものが描かれ、このほかに鉦叩きや大太鼓打ちがかならず描写されていることが窺える。この共通する踊手の描写が南無天踊の基本形と考えられ得るが、この基本形に法螺貝吹きを描いている絵馬（高取町下子島）、基本形の鉦叩きがないが、笛吹きを描写している絵馬（明日香村稲淵）など地域的特色を示すものもある。

しかし、ここで推察した基本形としての踊手および踊手用具は、現存する南無天踊図絵馬に描写された共通の素材をもとにしたものである。

たとえば、安堵村東安堵（飽波神社）の南無天踊図絵馬には、差し物を背負った羯鼓打ち、小太鼓打ち（太鼓は図柄から羯鼓と同型のものと思われる）、そしてシデを振る踊手（一人）と共に鉦叩き（一人）や大太鼓打ち（一人）が描かれているが、このほかに団扇うちあしを持った踊手も描写されながらも、現存する南無天踊用具と個々の踊手の人数とが一致しないことが窺え、またこの東安堵の踊図絵馬に描かれている踊手も差し物、シデを背負った羯鼓打ち、小太鼓打ち、大太鼓打ち、シデ振り、そして鉦叩きの描写は、他地域での南無天踊図絵馬と共通かつ近似しているのである。この共通性の描写に附随したものと

この東安堵では、団扇を持った踊手が存在していたと、現存する南無天踊用具群の一つである団扇（大小）から窺うことができる。

このように南無天踊図絵馬に描写されている世界で、各地域の特色を表現しながらも、そこに共通する基盤があることを知る。南無天踊図絵馬にみる踊手の基本型と地域的特色（型）が、現存する各絵馬の特色を表わしていると共に村落内の社会生活の一端を示しているとも捉えることができよう。

たとえば、すでに触れた東安堵の南無天踊図絵馬の踊手とその用具を、図柄と、明治三十年銘の『乞雨なもで於どり□』（植村友蔵氏記）の唄本の末尾にみる、

南方於どり、形 いこ老人 いこ老人

鉦三人 羯鼓八人

団（扇カ） 八人

太鼓打 ざい三人

神前 ざい老人 早馬七人

太鼓打 ざい三人

団 八人

羯鼓八人

いご老人 いご老人

という記載によって、①いご（二人）、②鉦（三人）、③羯鼓（八人）、④太鼓・ざい（三人）、そして⑤団扇（八人）が、東安堵の南無天踊

の「於どり、形」であったことを窺知し得るのである。そして、「神前」においては、「早馬」（八人）という踊手が加わることもわかる。

また、同様に昭和十八年銘の明日香村の野木勘十郎翁が記した「なもでおどり、太鼓のうち方、其他」という唄本の末尾に「踊りの配置」が記載され、そこには、

太鼓打ち四人（補注・太太鼓の打ち手）

鐘二人

笛一人

歌四人

口上云い一人

とあり、「踊手」「子供中踊り」と共に嚟手として記され、同唄本に、

太太鼓は左より打ち始め

踊子は小太鼓を打つ、踊は右足より二足出て

左足より二足戻る

と記載されていることから、さきの「踊りの配置」の「踊手」か、「子供中踊り」のいずれかが小太鼓を持った太鼓打ちであったことが窺える。

これらの唄本に記載された踊りの踊手や嚟手の基本型と、南無天踊図絵馬に描かれた世界が、村落内の社会生活の一端を、不正確あるいは虚構をもって描写されたものではなく、写実的に描かれたものであるといっても大過ないであろう。

言い換えるなら、さきの東安堵の事例を挙げると、江戸時代後半の東安堵の大字（ムラ）での南無天踊の実態を、昭和三〇年に至ってもその踊手や嚟手の構成員や用具によって良好に伝承・伝世してきたと言っても過言ではあるまい。

では、この東安堵の南無天踊図絵馬では剥落によって、その存在を明確にしがたいが、他の地域の南無天踊図絵馬では窺うことができる武家の存在は、いかなる事由を暗示するのだろうか。ここにも南無天踊図絵馬に描かれたもう一つの世界があるのではなからうか。

そこで再び、各地域の南無天踊図絵馬に描写されている△武家▽の存在について若干触れておくことにしよう。

まず、最も顕著に描写されている川西町結崎の糸井神社（天保十三年銘）の南無天踊図には、図柄中央より左側下部に三人の武家が着座して踊を見物している様子が描写されている。また、明日香村稲淵の春日神社（嘉永六年銘）の南無天踊図にも、図柄中央より左側下部に二人の武家が着座（正座か）して踊を見物している状況が描かれている。さらに、若干剥落がみられるが、平群町平等寺の春日神社（文久元年銘）の南無天踊図にも、武家が踊を見物している様子を描写している。ただ、この絵馬には、他のものと異なり、図柄の中央上部に描かれているのである。

このように三つの事例を挙げたが、芸態においても共通点をもっと共に、いずれも△武家▽を介在したところに共通する基盤をもつ

である。この共通基盤を一面の絵馬に写實的に描いたという 南無天踊圖の世界とはいかなる近世村落の様相を示唆しようとするのであろうか。

三、史料からみた南無天踊と村落共同体

大和(奈良県下)に遺る南無天踊圖―同踊に関する伝承からはほとんど窺えなかった―に描写されている武家の存在は、単なる見物人の一員としてではなく、糸井神社の南無天踊圖に端的に描かれているごとく、武家の背後で村人が団扇で煽いでいる様子から単なる見物人としての武家ではありえないといっても大過ないところである。

では、いくつかの事例で挙げた八武家Vはいかなる立場において描写された人物であるのであろうか。

このことについては、民俗(伝承資料)採訪からは得られなかったが、次の資料からその糸口を掴むことができる。

すなわち、『西大寺日記』の元禄十三年六月卅日の条に

曇天風烈シ、朝五ツ時分止、雨足ル程不降其故北村ニハ諫踊致候とみえ、諫踊(勇め踊||南無天踊)を北村で雨乞のために行なったことが窺える(傍点―奥野、以下同様にて略す。同『日記』はいずれも影写本)。さらに、同『日記』の同年七月三日の条に、

大乘院□之集会有之、次ニ請雨之相談有之、請雨經二十一部仁王經

サ五部同断愛染法百座三色御内□入候へ、愛染法百。立願仕候、同晚芝村百姓共諫踊、寺へ五人組々頭請雨ノ願ニ参候、

とあり、芝村においても五人組の組頭が「諫踊」(勇め踊)すなわち「請雨ノ願」に寺(西大寺)に参ったことが窺えるのである。

北村および芝村のいずれもが、請雨つまり雨乞のために諫踊を行なった(あるいは行なうべき願いを申請した)ことがわかり、この時期における諫踊(勇め踊||南無天踊)は、請雨を祈願すべき踊であり、祈願成就の御礼の踊でなかったことが理解できる。

この『西大寺日記』に表われる芝村が、諫踊つまり請雨||雨乞祈願を行なうまでの記録を、同『日記』から辿ってみると次のごとくである。

④六月十二日の条

七ツ時分小雨降、然共地ヲモシメリ不申候、

⑤六月十三日の条

從南都番所順見衆御越之触状廻り候、

⑥六月廿日の条

風吹夜入小雨、乍然ケシキ計ニ而中而中漸粒ヲ数ル程ナリ、□ハ

フリ不申候、百姓大ニ難キ方々雨請致候、

⑦六月廿二日の条

小風芝村庄屋年寄雨請之祈願役者方へ参候

⑧六月廿三日の条

池水ノ儀ニ付庫坊村ト芝村口論有之、自芝村水ヲ

③六月廿四日の条

右池水之事 北村役人共芝村役人マテ 色々謠言有之、故又水ヲ前ノ日刻之通ニ出之、

④六月廿五日の条

奥院同誦ノ次手雨乞相談有之、

⑤六月廿七日の条

龍王於宝前 雨請之祈禱、禱讀大般若有之候、寺中ノ僧侶不残出ツ

⑥七月十七日の条

七ツ時分小雨有之、芝村ヨリ明王江干燈之立願、今日六ツ迄、限立願不成就、亦百姓共不残雨請之願ニ来ル、(下略)、

⑦七月十八日の条

芝村中十一面堂ヲ廻リ三十三度コヲリ取申候、同俗男女堂庭ニ而十一面ノ宝号唱修

⑧七月廿一日の条

芝村庄屋年寄役者江参リ、旱災之難キ申様餘リ雨フリ不申色々御立願ホ被遊被下候得共、其甲斐も無御座候間、今晚ハ本堂ヲ借り百姓不残通夜、(下略)、

これらの史料の内、①②③④⑤⑥⑦は芝村を含めた往時の一般的状況を示し、

⑧⑨⑩は芝村に関する記述であるが、⑧⑨⑩との関連において⑧⑨⑩を捉えていくならば、この年(元禄十三年)は雨乞を行うほどの日照

りが多かったことが容易に①と③の記述から理解できると共に、⑥の「解状」の廻状とは、七月十七日の条にみえる「寅冠江戸御僉儀者廻状有之、委細触状之當、是ヲ写置候」とある「御僉儀」に関するもので、旱災による八年貢に關連する事項であろう。そして、この一般的な事柄を基盤にして、⑧⑨⑩に至る請雨つまり雨乞と祈願儀礼が行なわれたことが知られる。すなわち、請雨の祈願のために(西大寺役者方へ)願い出ることから始まって(⑧の記述)、池水の水利権の争論によって村役人間の調停(⑨と⑩の記述)、そして西大寺寺僧による龍王御宝前での請雨祈願の大般若經の禱讀や干燈立願、さらに十一面堂での水ゴリと宝号唱名(⑥と⑦と⑧の記述)に加えて、⑥と⑦の記述の期間すなわち七月三日の雨乞踊による請雨祈願が行なわれたのである。

このように「西大寺日記」にみえる「芝村」を事例として挙げたが、農村落において水を一番必要とした時期に充分になかった場合の請雨祈願がいかに壮絶なものであったかが窺えるとともに、芝村を含めた記述にみる農村落が西大寺支配の村々であったがゆえに請雨立願(願い出)を西大寺役者方へ申請し、さらに⑩の記述でみたごとく池水の水利に關して農村落の「村役人」が関与していたことを加味して考えると、すでに触れた南無天踊に描写されている八武家への存在は、このような直接の支配層であったことを容易に推察し得るであろう。そして、この雨乞つまり請雨祈願が農村落の共同体成員個々の現実問

題として存在しただけでなく、村落共同体（社会組織）全体の現実であり、さらにはそこにこそ在地支配を行なう「村役人」等の支配関係ともかかわってくる現実があったといえよう。

したがって、そこにこそ〆武家〱の存在が、写実的に南無天踊図絵馬に描写された要因があったと考えられよう。

いいかえると、村落共同体だけでなく、幕藩社会の何らかの規制のもとで雨乞祈願すなわち南無天踊が行なわれていたことが、南無天踊図に描かれた〆武家〱の存在によって、このことを示唆しているといえよう。

結びにかえて

南無天踊図絵馬とその伝承資料を土台に纏ってきた南無天踊つまり雨乞踊が、いかに江戸時代の農村落の社会的一端を私たちに提示してくれるかという事柄については、土台にした民俗の伝承資料から窺い得なかったといっても過言ではない。南無天踊図絵馬のほとんどが江戸時代後半の大和の農村における雨乞すなわち請雨祈願の記念碑的要素をもちながらも、明治から大正時代にかけて消長し、現存するこの伝承がいかに正確を欠いて受け継がれてきたかは、すでにみた史料（『西大寺日記』）と相違することからも検討の余地がある。南無天踊が祈願時に行なわれたか（同『日記』の記録）、祈願成就時（現存

の民俗伝承）に行なわれたかでは農村落の社会的意図が大きく相違してくるであろう。このことは、この南無天踊―勇め踊―諫踊の関連においても民俗伝承が正しく受け継がれてきたかという点も含めて、歴史的展望あるいは視点で再考の必然性を示唆しているのではあるまいか。この点を提示して結びにかえたい。

（一九八三・八・二四了）

追記 飽波神社蔵の南無天踊用具については拙稿の「大和の南無天踊り図絵馬と用具について」（『奈良県立民俗博物館研究紀要』第八号所収）に詳細に記載しているので参照されたい。

また、本文中に引用した『西大寺日記』は、この原本・文献を輪読している会の仲間のご好意で刊本あるいは公になる以前に使用することが出来たことに対して末尾ながら感謝の意を表したい。